

財政的援助団体等監査結果報告書

平成26年度

佐賀県監査委員

監査第 182 号
平成27年6月9日

佐賀県議会議長	中倉	政義	様
佐賀県知事	山口	祥義	様
佐賀県教育委員会教育長	古谷	宏	様

佐賀県監査委員	池田	巧
同	田中	俊雄
同	三竿	博史
同	木原	奉文

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
第 2 監査の結果	2
第 3 意見事項	6
用語等の説明	9
監査対象団体ごとの監査結果	11
1 出資団体	
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	12
公益財団法人佐賀県教育文化振興財団	13
公益財団法人佐賀県体育協会	13
公益財団法人佐賀県芸術文化協会	14
公益財団法人地域福祉振興基金	15
公益財団法人長寿社会振興財団	16
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	17
公益財団法人佐賀県臓器バンク	18
公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター	18
公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会	19
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター	19
佐賀県漁業信用基金協会	21
公益社団法人佐賀県農業公社	21
公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会	22
一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター	23
2 補助金等交付団体	
西海テレビ株式会社	24
有田ケーブル・ネットワーク株式会社	24
公益財団法人佐賀未来創造基金	24
特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター	25
一般社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団	25
学校法人リョーユー学園	25
学校法人明朗学園	26
学校法人佐賀清和学園	27
学校法人東明館学園	28
学校法人九州アカデミー学園	28
株式会社サンワ環境	29
特定非営利活動法人ふれあい謙志塾	29

社会福祉法人扇寿会	29
社会福祉法人椎原寿恵会	30
社会福祉法人長興会	31
株式会社てらす	32
社会福祉法人若楠	32
特定医療法人光風会	33
佐賀県障害者社会参加推進センター	34
社会福祉法人かささぎ福祉会	34
特定非営利活動法人楠の木会	35
国立大学法人佐賀大学	35
伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院	36
一般社団法人鹿島藤津地区医師会	37
公益社団法人佐賀県看護協会	37
一般社団法人佐賀県歯科医師会	38
株式会社友耕飲料	38
アイリスオーヤマ株式会社	38
公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会	39
一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	39
武雄商工会議所	40
有田商工会議所	40
特定非営利活動法人国際下宿屋	40
武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	41
鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	41
唐津農業協同組合	42
千代田町土地改良区	42
鏡久里土地改良区	42
水源地域連携・活性化促進協議会	43
特定非営利活動法人かいろう基山	43
佐賀県人権・同和教育研究協議会	43
武雄温泉株式会社	44
佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議	44
虹の松原保護対策協議会	45
第 66 回県民体育大会実行委員会	45
バリアフリーさが映画祭実行委員会	46
佐賀県有田焼創業 400 年事業実行委員会	46
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会	46
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（再掲）	12
公益財団法人佐賀県体育協会（再掲）	13
公益財団法人長寿社会振興財団（再掲）	16
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（再掲）	17
公益財団法人佐賀県臓器バンク（再掲）	18

公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター（再掲）	18
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（再掲）	19
佐賀県漁業信用基金協会（再掲）	21
公益社団法人佐賀県農業公社（再掲）	21
公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（再掲）	22
一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター（再掲）	23

3 公の施設の指定管理団体

唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園）	48
唐津市（佐賀県風に見える丘公園）	48
唐津市（佐賀県花と冒険の島）	48
一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 （佐賀県ひとり親家庭サポートセンター）	49
作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体 （在宅生活サポートセンター）	49
葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ （佐賀県立森林公園）	49
久保造園・アメックスグループ （佐賀県立佐賀城公園）	50
小城市（住ノ江港緑地）	50
伊万里市（伊万里人工海浜公園）	51
太良町（太良人工海浜公園）	51
公益財団法人佐賀県教育文化振興財団（再掲） （佐賀県波戸岬少年自然の家）	13
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター）	19

所管課・関係課ごとの監査結果

1 出資団体関係

スポーツ課	53
長寿社会推進課	53
生活衛生課	54

2 補助金等交付団体関係

こども未来課	55
循環型社会推進課	56
スポーツ課	56
母子保健福祉課	57
長寿社会課	57
障害福祉課	58
障害福祉課就労支援室	59
医務課	60

医務課地域医療体制整備室	60
健康増進課	61
国際経済・交流課	62
畜産課	62
文化財課	63

3 指定管理団体関係

母子保健福祉課	64
長寿社会課	64
まちづくり推進課	64

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月まで

2 監査の対象団体

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体及び補助金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理者に指定している団体のうち 73 団体について実施

区 分	出 資	補助金等 交付	公の施設の 指定管理	計
公益財団法人・公益社団法人・地方独立行政法人	12	15	—	27 (15)
一般財団法人・一般社団法人	2	7	1	10 (7)
学校法人	—	5	—	5 (5)
社会福祉法人・医療法人	—	6	—	6 (6)
NPO 法人	—	5	—	5 (5)
株式会社・共同事業体	—	7	3	10 (10)
市町	—	—	6	6 (6)
その他	1	20	—	21 (19)
計	15	65	10	90 (73)

(注) ・数値は団体数で、() は重複を除く実団体数

・「その他」は、国立大学法人、商工会議所、協同組合、土地改良区、連合会、及び協会・協議会・実行委員会等の任意団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか。
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか。
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか。などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 25 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 補助金等交付団体関係

(団体に対するもの)

- ① 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。

【特定非営利活動法人楠の木会（障害福祉課就労支援室）】

補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料を補助対象経費に含めて、過大に補助金を受領していた。

過大補助金受領額 196,000 円

佐賀県特例子会社(*)等設立支援事業補助金算定表 (円)

	補助金申請額	実績報告額	再調査額
対象経費の支出額 (A)	3,527,130	3,527,130	2,608,165
補助対象外経費 (B)	0	0	918,965
総事業費 (C) = (A) + (B)	3,527,130	3,527,130	3,527,130
寄付金その他の収入予定額 (D)	0	0	0
補助対象経費 (E) = (A) - (D)	3,527,130	3,527,130	2,608,165
補助基準額 (F)	3,000,000	3,000,000	3,000,000
交付決定額 (G) <small>(E)と(F)とを比較して少ない方の額×1/2 (千円未満切捨て)</small>	1,500,000	(a) 1,500,000	(b) 1,304,000
補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	—	—	196,000

(*) 特例子会社：障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項の規定により、一定の要件を満たしたうえで厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされる子会社

(所管課に対するもの)

- ② 団体に対する指導及び実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあつた。

【障害福祉課（特定医療法人光風会）】

補助事業の対象外となる経費について、団体への説明が十分でなかつた。また、実績報告書において補助対象外となる備品購入費や外構工事費の一部が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。

補助金過大交付額 657,000 円

佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金算定表 (円)

	補助金申請額	実績報告額	再調査額
対象経費の支出額(A)	26,357,863	26,357,863	25,482,319
補助対象外経費(B)	6,162,137	4,302,137	5,177,681
総事業費(C) = (A) + (B)	32,520,000	30,660,000	30,660,000
寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0
補助対象経費(E) (A)と(C)－(D)を比較して少ない方の額	26,357,863	26,357,863	25,482,319
補助基準額(F)	26,700,000	26,700,000	26,700,000
交付決定額(G) (E)×3/4と(F)とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨て)	19,768,000	(a) 19,768,000	(b) 19,111,000
補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	657,000

- ③ 実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあつた。

【障害福祉課就労支援室（特定非営利活動法人楠の木会）】

実績報告書において補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。

補助金過大交付額 196,000 円

※ 前頁の1－(1)－①の算定表を参照

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係

① 出資団体に対するもの (11 件)

- ・給与規程等の整備が必要なもの (3 件)
- ・貸倒引当金の計上などの会計事務で適正でないもの (2 件)
- ・売掛金の回収に努める必要があるもの (1 件)
- ・承認手続きで適正でないもの (1 件)
- ・基金事業助成金交付事業で適正でないもの (1 件)
- ・契約事務で適正でないもの (3 件)

② 所管課に対するもの (1 件)

- ・手数料条例で手数料納付時期に関する規定について検討を要するもの (1 件)

(2) 補助金等交付団体関係

① 補助金等交付団体に対するもの (21 件)

- ・給与規程等で見直しを要するもの (2 件)
- ・時間外勤務手当で支給されていないものや追給を要するもの (2 件)
- ・利用者の収入認定事務で適正でないもの (1 件)
- ・過大に補助金を受領しているもの (2 件)
- ・助成金の支払いで過少に交付しているもの (1 件)
- ・見積書の日付の記載漏れなど会計事務で適正でないもの (3 件)
- ・補助事業の執行で適正でないもの (1 件)
- ・契約事務で適正でないもの (1 件)
- ・補助対象経費の取扱いで適正でないもの (3 件)
- ・実績報告書が適正でないもの (1 件)
- ・補助金の事務手続きで適正でないもの (1 件)
- ・補助金交付要綱に定める知事への報告がなされていないもの (1 件)
- ・事業計画の変更で適正でないもの (1 件)
- ・補助対象施設で有効に活用されていないもの (1 件)

② 所管課に対するもの (23 件)

- ・補助金交付要綱や取扱要領で改正を要するもの (4 件)
- ・補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているもの (3 件)
- ・補助金の交付決定で遅延しているもの (3 件)
- ・補助金の交付決定通知で適正でないもの (1 件)
- ・補助金交付申請書や実績報告書の審査で不十分なもの (8 件)
- ・団体への指示や指導で不十分なもの (3 件)
- ・団体の規程見直しに指導を要するもの (1 件)

(3) 公の施設の指定管理団体関係

① 指定管理団体に対するもの（5件）

- ・ 県と協議を行わないまま指定管理者の収入としているもの（1件）
- ・ 契約事務で適正でないもの（1件）
- ・ 協定書に基づく県との協議を行っていないもの（1件）
- ・ 実績報告書に誤りがあるもの（1件）
- ・ 協定書に基づく報告書が提出されていないもの（1件）

② 所管課に対するもの（6件）

- ・ 管理委託料の取扱いで検討を要するもの（1件）
- ・ 実績報告書の審査で不十分なもの（2件）
- ・ 貸付備品の管理で適正でないもの（1件）
- ・ 指定管理者への指導で不十分なもの（2件）

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、12 ページから 65 ページまでに記載している。

第 3 意見事項

今回、平成26年6月から平成27年1月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、「第2監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営に当たり、十分留意され、所要の改善措置について検討されたい。

1 出資団体に対するもの

県が公金を使って団体へ出資している目的は、行政の役割を補完するため、或いは公益上の必要から行っているものであり、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われることが必須である。

出資団体に対する個別の指摘事項を見ると、承認手続きで規定に反しているもの、諸規程の整備が十分でないもの、契約事務などの事務処理に問題があるものなどであった。

一方、所管課に対する指摘では、県の手数料条例の規定と団体の運用に齟齬が認められ、規定見直しの検討を要するものがあった。

これらの指摘を踏まえ、県は、出資者として、団体の適正な指導監督を徹底されたい。

また、団体の多くは、限られた人員や厳しい財政状況の中で運営していることから、団体の実情や課題を見極め、団体が法令や諸規程を遵守し的確な運営を行っていくことができるよう、団体の設立段階だけではなく、継続的に指導・監督に努められたい。

2 補助金等交付団体に対するもの

補助金とは、行政目的を推進するに当たり、直接的または間接的に公益上必要がある場合に、団体等に対して交付する金銭的な給付のことであり、県は補助を行うに当たり、法令及び予算で定めるところに従って適正に執行されるように努めなければならない。このため、補助金の交付条件などを補助金等交付規則や交付要綱（以下「交付規則等」という。）で規定しており、その遵守が求められる。

しかしながら、補助金等交付団体に対する個別の指摘事項を見ると、総じて、交付規則等に定めた条件が守られていないことからの指摘事項が大半であり、補助対象外経費を補助対象に含めていたもの、条件として付された報告や承認がなされていないもの、証拠書類に不備があるものなど、従来からの指摘と同じようなものが少なくなかった。補助対象外経費を補助対象に含めていたものでは、補助金の返還が生じたものもあった。

一方、所管課に対する指摘は、団体への指摘事項と表裏をなすもので、補助金交付申請書や実績報告書等の審査が十分でないことによるものが多く見受けられた。これらのなかには、書面審査だけで現地確認を行わなかったため、補助金の返還が生じたものもあった。

これらの指摘は、補助金交付申請書及び実績報告書の審査や事業実施状況の的確な

把握に努めておれば、指摘に至らないものがほとんどであり、県は補助事業者へ交付規則等に定めた内容を十分に理解させるとともに、補助金事務の審査及び現場確認の重要性を再認識し、再発防止の徹底を図りたい。

また、補助事業者のなかには、NPO法人等事務手続きに不慣れな団体や組織的な基盤が脆弱な団体もあり、これらに対しては、特に丁寧に説明や指導を徹底するとともに、NPO法人等向けに県で整備した「助成金・補助金事務のポイント」などを活用し、団体が的確な事務処理を行っていきけるよう継続した指導を図りたい。

なお、健康福祉本部の佐賀県安心子ども基金特別対策事業費補助事業（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）では、補助事業により整備された施設が、整備後1年を経ずに休止状態に至っているものがあった。補助事業の目的に沿って、補助の効果が早期に発現できるよう対策を講じるとともに、今後の補助事業の採択に当たっては、事業の継続性の観点からも審査を徹底されたい。

3 公の施設の指定管理団体に対するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし導入されたものであるが、県は施設の設置者として、指定管理者による公の施設の管理が会計処理などを含めて適切に行われているかどうかを十分に監督することが求められている。

指定管理者に対する個別の指摘事項を見ると、実績報告（収支報告）で収入や費用に計上漏れがあるもの、利用料以外の収入で県と協議を行わないままに指定管理者の収入としているもの、協定書に基づく個人情報に関する報告が行われていないものなど、従来からの指摘と同様、協定書等で確認した諸条件に反し事務手続きがなされていないものなどであった。

一方、所管課に対する指摘では、指定管理者に対する指示、指導が不十分であることや事業報告の審査が十分行われていないものなどであった。

これらの指摘を踏まえ、県は、公の施設の管理が適正に行われるよう、指定管理者の実情や運営状況を的確に把握し、必要な指導を徹底されたい。

4 まとめ

以上、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の指定管理団体について、監査委員の意見を述べてきたが、出資金や補助金、指定管理委託料等は県民が負担した税金等を財源として交付されるものであり、その執行にあたっては公平性・透明性・公益性を確保するとともに、県民に対して、説明責任を果たして行くことはいままでもない。

こうしたなか、今回の監査結果をみると、指摘の件数は昨年度の148件から70件と大きく減少しているものの、指摘の多くは過去の指摘に類似し毎年同じような内容が続いている。担当職員の補助金交付要綱等に対する理解が不足しているもの、それを支援・検証すべき機能が十分に働いていないもの、事業の進行管理や現場確認が徹

底されていないものなどの課題は依然として解消されていない。

県においては、引き続き職員それぞれの役割に応じた職務遂行能力を高めるとともに、組織内での情報共有化を推進して、組織としてのマネジメントを徹底し、こうした課題の解消に努められ、事業が適正に執行されるよう、再発防止を図られたい。

なお、財務会計や指定管理者制度の運用などで高度な判断を要する場合は、職員課、財務課、会計課などの関係部局と連携し、組織としての的確な業務執行を進められたい。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
<p>地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査 に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表 に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
<p>地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)</p>	<p>条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>
<p>公の施設の指定管理者制度</p>	<p>指定管理者制度 平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業や NPO 法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。</p> <p>指定管理者制度の流れ 指定管理者の募集 → 申請書の提出 → 指定管理者の選定 → 議会による議決 → 指定管理者の指定 → 指定管理者による管理運営 (佐賀県ホームページ引用)</p>

	<p>協定書の締結</p> <p>○ 上記の手続によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>○ 当該協定には、県が支払うべき管理費用に関する事項その他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託等に関する事項 等</p> <p>(指定管理者制度に係る運用指針引用)</p>
<p>NPO法人 (特定非営利活動法人)</p>	<p>「NPO」とは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（注1）を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。</p> <p>法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注1) 法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの</p> <p>(内閣府ホームページ引用)</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則第13条 (補助金等の額の確定に関する規定)</p>	<p>条文（抜粋）</p> <p>第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則の施行について（昭和53年総務部長通知）</p>	<p>通知文（抜粋）</p> <p>12. 実績報告（第12条関係）</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団			
所 在 地	佐賀県唐津市鎮西町菖蒲 3700—20			
監査執行年月日	平成 26 年 8 月 20 日			
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000 円	
		出 資 額	30,000,000 円	
		出 資 率	30.0 %	
	補助金	補助事業名	平成 25 年度佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
		補助対象事業費	258,096,242 円	
		補助金交付額	258,096,242 円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付	
平成 25 年度末貸付金残高		1,917,844,000 円		
所 管 課	循環型社会推進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあった。</p> <p>① 業務委託の履行確認を行っていないものがあった。 事業名：平成 25 年度「クリーンパークさが」日常清掃業務委託 平成 25 年度支出額：2,100,000 円 提出されていないもの：業務完了報告書</p> <p>② 契約書で定められているにもかかわらず、提出や通知のないものがあつた。 事業名：平成 25 年度消防設備等法定点検業務委託契約 平成 25 年度支出額：1,127,700 円 提出されていないもの：作業責任者の通知 通知していないもの：監督員の通知</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は貸付目的に沿って執行されており、貸付金は県に対する負債として適正に管理されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団		
所 在 地	唐津市鎮西町名護屋 5581-1		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 22 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	20,000,000 円
		出 資 額	20,000,000 円
		出 資 率	100%
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬少年自然の家
		委 託 額	93,410,000 円
所 管 課	まなび課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあった。</p> <p>① 業務委託の履行確認を行っていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名：清掃業務委託 平成 25 年度支出額：7,770,000 円 提出されていないもの：定期・特別清掃にかかる業務報告書 <p>② 契約書で定めているにもかかわらず、提出や通知のないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名：自家用電気工作物の保安管理業務委託 平成 25 年度支出額：359,100 円 提出されていないもの：保安業務担当者等の通知 ・事業名：汚水処理施設保守点検・清掃業務委託 平成 25 年度支出額：1,732,500 円 通知していないもの：審査結果の可否の通知 ・事業名：昇降機設備保守点検業務委託 平成 25 年度支出額：1,108,800 円 通知していないもの：監督者の通知 		

団 体 名	公益財団法人佐賀県体育協会		
所 在 地	佐賀市日の出二丁目 1 番 11 号		
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 26 日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	318,645,444 円
		出 資 額	116,322,444 円
		出 資 率	36.5 %

	補助金	補助事業名	平成25年度第68回国民体育大会派遣事業補助
		補助対象事業費	35,108,165 円
		補助金交付額	35,108,165 円
		補助事業名	平成25年度国民体育大会第33回九州ブロック大会派遣事業補助
		補助対象事業費	14,073,977 円
		補助金交付額	14,073,977 円
		補助事業名	平成25年度公益財団法人佐賀県体育協会運営事業補助
		補助対象事業費	93,804,511 円
		補助金交付額	84,380,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【平成25年度公益財団法人佐賀県体育協会運営事業補助関係】</p> <p>(1) 時間外勤務手当で、支給していないものがあつた。 土曜日・日曜日の勤務者に対し、振替休日を与えないまま、時間外勤務手当も支給していなかつた。 追給額 37,200 円 (15.5 時間分)</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県芸術文化協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成26年9月30日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	266,087,223 円
		出 資 額	211,792,000 円
		出 資 率	79.6 %
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>(1) 承認手続きで適正でないものがあった。 決裁規程では副理事長専決事項とされている 500 万円以上の支出を事務局長が決裁していた。 豊増昇生誕百年記念音楽祭実行委員会負担金 5,000,000 円</p> <p>(2) 旅費規程が整備されていなかった。 旅費規程で車賃の定額は別に定めると規定されているにもかかわらず、別に定められていなかった。 実際は、県に準じて支給されていた。</p>
--	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所 在 地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成26年10月16日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	742,426,197 円
		出 資 額	450,000,000 円
		出 資 率	(地域福祉活動推進事業関係) 60.6%
		基本財産	2,430,000,000 円
		出 資 額	2,430,000,000 円
		出 資 率	(高齢者保健福祉推進事業関係) 100.0 %
所 管 課	地域福祉課、長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあった。 社会福祉法人と事務委託契約を締結しているが、基金保管分の契約書に貼付の収入印紙の税額が誤っていた。 契 約 名 財団法人佐賀県地域福祉振興基金事務委託契約書 契 約 日 平成25年4月1日 契約金額 10,693,000 円 印紙税額 正当税額 20,000 円 貼付済額 200 円</p> <p>(2) 佐賀県地域福祉振興基金事業助成金交付において、適正でないものがあつた。 ① 実績報告書の提出が遅れているものがあつた。</p>		

	<p>助成金交付要綱では、実績報告書を、事業完了後 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 20 日のうち、いずれか早い日を提出期限と規定しているが、提出が遅れているものがあった。</p> <p>(例) 社会福祉法人若楠 (提出日 : H26. 4. 28) 、 嬉野市地域福祉連絡協議会 (提出日 : H26. 4. 30) 、 特定非営利活動法人アート (提出日 : H26. 4. 30) 、 社団法人 佐賀県理学療法士会 (提出日 : H26. 5. 12) ほか</p> <p>② 実績報告書の審査等で、不十分なものがあった。</p> <p>10 万円以上の印刷などを行う場合は価格比較を行うなどを実施要領の別表、基準限度額・留意点で規定しているが、現在、提出させている実績報告書の審査等で、このことについて確認が行われていなかった。</p>
--	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目 3 番 33 号			
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 10 月 17 日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	210,000,000 円	
		出 資 額	200,000,000 円	
		出 資 率	95.2 %	
	補 助 金	補 助 事 業 名	明るい長寿社会づくり推進事業費補助	
		補 助 対 象 事 業 費	57,582,762 円	
		補 助 金 交 付 額	34,290,000 円	
所 管 課	長寿社会課、スポーツ課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 職員給与規程に不備があった。 団体の給与規程では、給与は県職員給与条例に準じて支給することとされているが、休日勤務手当について明記されていないため、規程を整備されたい。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告していた。</p>			

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館			
所 在 地	佐賀県佐賀市嘉瀬町中原 400 番地			
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 18 日			
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	2,316,978,749 円	
		出 資 額	2,316,978,749 円	
		出 資 率	100.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県ドクターヘリ施設整備事業費補助	
		補助対象事業費	15,721,650 円	
		補助金交付額	12,500,000 円	
		補助事業名	佐賀県肝疾患診療連携コーディネーター事業費補助	
		補助対象事業費	5,558,544 円	
		補助金交付額	4,000,000 円	
		補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	
		補助対象事業費	15,677,572 円	
		補助金交付額	13,288,000 円	
	負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金	
		負担事業費	249,058,000 円	
		負担金交付額	249,058,000 円	
負担事業名		県立病院好生館運営費負担金		
負担事業費		913,974,000 円		
負担金交付額		913,974,000 円		
所 管 課	医務課、健康増進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】</p> <p>(1) 事業計画の変更で適正でないものがあつた。 補助事業のうち、がん相談支援事業等に要する経費について、知事の承認を受けずに、10 パーセントを超える変更を行っていた。</p> <p>3 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県臓器バンク			
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号			
監査執行年月日	平成26年9月19日			
監査執行者	監査委員 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	71,014,434円	
		出資額	42,022,231円	
		出資率	59.2%	
	補助金	補助事業名	平成25年度佐賀県臓器移植連絡調整者設置事業補助	
		補助対象事業費	4,708,956円	
		補助金交付額	4,500,000円	
所 管 課	健康増進課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター			
所 在 地	佐賀市白山一丁目2番13号			
監査執行年月日	平成26年9月17日			
監査執行者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基本財産	5,000,000円	
		出資額	2,000,000円	
		出資率	40%	
	補助金	補助事業名	佐賀県生活衛生指導助成事業補助	
		補助対象事業費	13,195,075円	
		補助金交付額	13,195,000円	
所 管 課	生活衛生課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績報告書が適正でなかった。 補助金額に影響はないものの、補助金の実績報告書の人件費として収益事業に係る人件費分(17,347円)を含めて計上していた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町納所 796-6		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 16 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	10,000,000 円
		出 資 率	100 %
所 管 課	生活衛生課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務で、適正でないものがあつた。 見積合せによる随意契約に際し、提出された見積書に日付がなく、補正させるべきところを、誤りに気付かないまま見積決定していた。また、50万円を超える契約に際し、請書を徴していなかつた。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町八戸溝 1 1 4 番地			
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 2 日			
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	8,370,452 円	
		出 資 額	8,000,000 円	
		出 資 率	95.6 %	
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター 運営費補助	
		補助対象事業費	103,245,696 円	
		補助金交付額	103,245,696 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助対象事業費	44,946,724 円	
		補助金交付額	43,955,124 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助	
補助対象事業費		25,974,329 円		
補助金交付額		25,974,329 円		

	債務保証 又は 損失補償	損失補償等事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金 貸付事業
		平成 25 年度末 貸付金残高	262,322,000 円
		損失補償等事業名	さが農商工連携応援ファンド事業資金 損失補償
		平成 25 年度末 貸付金残高	510,000,000 円
	貸付金	貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金 貸付金
		貸付事業費	47,060,000 円
		貸付金交付額	23,530,000 円
		平成 25 年度末 貸付金残高	331,689,000 円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター
		管理委託額	4,114,875 円
所 管 課	新産業・基礎科学課、商工課、国際経済・交流課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助関係】</p> <p>(1) 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。 平成 25 年度 3 月分の時間外勤務の勤務実績の集計に一部誤りがあり、実績に対し少なく支給しているものがあった。</p> <p>(正) 59,375 円 (誤) 25,000 円</p> <p>【佐賀県技術振興等補助金関係】</p> <p>(1) 企業への研究助成金の交付で、過少に交付しているものがあった。 支出伝票の審査が不十分で、企業からの請求金額を見誤って支出伝票を起し、過少に研究助成金を交付しているものがあった。</p> <p>○○企業への研究助成金 正当助成金 499,000 円 <u>誤支給額 449,000 円</u> 差 額 50,000 円</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>4 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>		

団 体 名	佐賀県漁業信用基金協会			
所 在 地	佐賀市西与賀町大字厘外 821 番地 2			
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 18 日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	613,250,000 円	
		出 資 額	236,850,000 円	
		出 資 率	38.6 %	
	補助金	補 助 事 業 名	漁協経営再生支援資金保証料補助	
		補助対象事業費	9,966,369 円	
		補助金交付額	4,983,185 円	
	損失補償	損失補償事業名	漁協経営再生支援資金損失補償	
平成 25 年度末 貸付金残高		256,667,000 円		
所 管 課	生産者支援課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目 6 番 5 号			
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 7 日			
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	21,120,000 円	
		出 資 額	10,600,000 円	
		出 資 率	50.2 %	
		基 本 財 産	632,850,000 円	
		出 資 額	155,681,000 円	
		出 資 率	(特定鉱害復旧事業関係) 24.6%	
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助	
		補助対象事業費	17,424,000 円	
		補助金交付額	17,422,072 円	
		補 助 事 業 名	就農資金貸付等事業費補助	
		補助対象事業費	27,991,120 円	
補助金交付額	8,939,839 円			

	補助事業名	佐賀県若い農業者就農促進事業費補助
	補助対象事業費	8,520,000 円
	補助金交付額	6,816,000 円
	貸付事業名	就農支援資金佐賀県貸付金 (平成7年度、平成8年度、平成12年度、平成14年度)
	平成25年度末貸付金残高	144,967,000 円
	貸付事業名	農地保有合理化事業特別資金貸付 (平成3年度、平成5年度貸付)
	平成25年度末貸付金残高	663,317,550 円
所 管 課	農産課、農山漁村課、空港課	
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 就業規則で見直しを要するものがあった。 県に準じて職員に夏季休暇を付与しているが、その根拠となる規定が就業規則になかった。</p> <p>(2) 会計事務で、適正でないものがあった。 貸倒引当金及び貸貸料減額引当金の計上にあたり、経理規程で定める基準と異なる方法で算定しているものがあった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>	

団 体 名	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会		
所 在 地	唐津市相賀字神田 59 番地 2		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 3 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	60,000,000 円
		出 資 額	20,000,000 円
		出 資 率	33.3 %
	補助金	補助事業名	佐賀県回遊性資源増大パイロット事業費補助
		補助対象事業費	15,818,472 円
		補助金交付額	10,262,000 円

	負担金	負担事業名	玄海地区栽培漁業振興対策事業費負担金
		負担対象事業費	15,000,000 円
		負担金交付額	6,250,000 円
所 管 課	水産課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 売掛金の回収に引き続き努められたい。 売掛金の回収に努められているものの、過年度分の売掛金の回収で遅延しているものがあり、引き続き回収に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務で、適正でないものがあった。 会計規程によれば、預貯金については、月に 1 回残高が証明できる書類により、残高と帳簿残高を照合すべきところを照合が行なわれていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター		
所 在 地	佐賀市鍋島町大字蛸久字岸川 1502 番地の 2 先		
監査執行年月日	平成 26 年 7 月 31 日		
監査執行者 (書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,000,000 円
		出 資 額	5,000,000 円
		出 資 率	50 %
	損失補償	損失補償事業名	一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター 事業資金損失補償
平成 25 年度末 貸付金残高		44,324,000 円	
所 管 課	河川砂防課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

2 補助金等交付団体

団 体 名	西海テレビ株式会社		
所 在 地	伊万里市山代町久原 2994-5		
監査執行年月日	平成 26 年 6 月 12 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県高度情報通信設備整備事業費補助
		補助対象事業費	8,800,000 円
		補助金交付額	4,400,000 円
所 管 課	情報・業務改革課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	有田ケーブル・ネットワーク株式会社		
所 在 地	有田町南原甲 43-1		
監査執行年月日	平成 26 年 6 月 19 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県高度情報通信設備整備事業費補助（平成 23 年度）
		補助対象事業費	36,700,000 円
		補助金交付額	18,350,000 円
所 管 課	情報・業務改革課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀未来創造基金		
所 在 地	佐賀市白山二丁目 1 番 12 号 佐賀商工ビル 7 階		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 23 日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県県民ファンド事業費補助
		補助対象事業費	21,766,367 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	男女参画・県民協働課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター		
所在地	佐賀市駅前中央一丁目8番32号 i スクエアビル3F		
監査執行年月日	平成26年6月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成25年度佐賀県プロボノ支援事業費補助
		補助対象事業費	5,301,662円
		補助金交付額	4,000,000円
所管課	男女参画・県民協働課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	一般社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団		
所在地	佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階		
監査執行年月日	平成26年9月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校退職金基金社団等補助
		補助対象事業費	127,169,060円
		補助金交付額	23,659,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人リョーユー学園		
所在地	唐津市和多田先石12-30		
監査執行年月日	平成26年8月8日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助対象事業費	70,291,000円
		補助金交付額	34,293,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助対象事業費	7,247,377円
		補助金交付額	4,563,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助対象事業費	3,260,000円
		補助金交付額	3,182,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】 (1) 契約変更の手続きがなされていないものがあった。 借地の賃借料の支払について、賃借人と賃貸人とで契約書に規定する額から974,000円に変更していたが、契約書の変更手続きを行っていなかった。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】 (1) 補助金申請で、保育担当者数を誤って算定し、過大に補助金を受領しているものがあった。 補助金算定の基礎となる保育担当者数等を誤認し、本来より多い人数で申請書等を作成し、1,402,000円の補助金を過大に受領していた。 (監査時点で、過大な補助金については返還手続き中。)</p>		

団体名	学校法人明朗学園		
所在地	鹿島市大字高津原4296-5		
監査執行年月日	平成26年8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助対象事業費	29,761,000円
		補助金交付額	15,119,000円
	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助対象事業費	4,460,000円
		補助金交付額	4,354,000円
所管課	こども未来課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	学校法人佐賀清和学園		
所在地	佐賀市兵庫北二丁目14番1号		
監査執行年月日	平成26年10月21日		
監査執行者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助対象事業費	779,521,000 円
		補助金交付額	391,883,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校施設整備費補助(校舎等)
		補助対象事業費	2,101,073,895 円
		補助金交付額	176,022,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校施設整備費補助(弓道場)
		補助対象事業費	55,118,880 円
		補助金交付額	5,000,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校設備整備費補助(ICT設備)
		補助対象事業費	45,045,000 円
		補助金交付額	7,499,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校設備整備費補助(魅力ある設備)
		補助対象事業費	22,930,000 円
		補助金交付額	3,420,000 円
		補助事業名	佐賀県私立学校設備整備費補助(魅力ある設備)
		補助対象事業費	42,251,905 円
		補助金交付額	5,504,000 円
補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助		
補助対象事業費	6,200,150 円		
補助金交付額	4,505,050 円		
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人東明館学園		
所 在 地	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 683 番地		
監査執行年月日	平成 26 年 8 月 27 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助対象事業費	544,339,000 円
		補助金交付額	204,420,000 円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人九州アカデミー学園														
所 在 地	鳥栖市古野町 176-8														
監査執行年月日	平成 26 年 8 月 8 日														
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史														
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県看護師等養成所運営費補助												
		補助対象事業費	59,355,018 円												
		補助金交付額	11,816,000 円												
		補 助 事 業 名	佐賀県私立専修学校運営費補助												
		補助対象事業費	305,031,043 円												
		補助金交付額	6,222,000 円												
所 管 課	医務課、こども未来課														
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県看護師等養成所運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、補助対象経費の一部を誤って記載していた。</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与費</td> <td>38,945,736</td> <td>39,154,720</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td>4,673,488</td> <td>4,698,566</td> </tr> <tr> <td>対象経費実支出額合計</td> <td>59,120,956</td> <td>59,355,018</td> </tr> </tbody> </table>				正	誤	給与費	38,945,736	39,154,720	福利厚生費	4,673,488	4,698,566	対象経費実支出額合計	59,120,956	59,355,018
	正	誤													
給与費	38,945,736	39,154,720													
福利厚生費	4,673,488	4,698,566													
対象経費実支出額合計	59,120,956	59,355,018													

団 体 名	株式会社サンワ環境		
所 在 地	佐賀市兵庫町大字若宮 1628-1		
監査執行年月日	平成26年6月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業補助 (平成24年度)
		補助対象事業費	15,690,000 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人ふれあい謙志塾		
所 在 地	鳥栖市桜町 1157-8		
監査執行年月日	平成26年6月5日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成25年度佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)
		補助対象事業費	8,237,430 円
		補助金交付額	8,000,000 円
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていたが、一部に改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象施設が有効に活用されていなかった。 補助対象施設の運営が休止状態に至っており、補助対象施設が有効に活用されていなかった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人扇寿会		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字中原 2585		
監査執行年月日	平成26年10月31日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成25年度軽費老人ホーム事務費補助
		補助対象事業費	25,624,158 円
		補助金交付額	16,919,000 円
所 管 課	長寿社会課		

監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 利用者の収入認定事務で、適正でないものがあつた。</p> <p>利用者から徴収される事務費徴収額は、本人の前年の対象収入によって決定され、この対象収入は、前年の収入から必要経費を控除し算定されるが、下記のとおり、収入や必要経費の取扱いが誤っているものがあつた。</p> <p>(事例 ア) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>1,943,378</td> <td>1,918,544</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>7,510</td> <td>20,510</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>1,935,868</td> <td>1,898,034</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>事務費本人徴収額 (月額)</td> <td>25,000</td> <td>22,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事例 イ) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>1,766,560</td> <td>1,766,560</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>368,955</td> <td>264,375</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>1,397,605</td> <td>1,502,185</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事務費本人徴収額 (月額)</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事例 ウ) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>2,179,100</td> <td>2,179,100</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>127,744</td> <td>111,995</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>2,051,356</td> <td>2,067,105</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>事務費本人徴収額 (月額)</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>		正当額	誤認定額	収入額 ①	1,943,378	1,918,544	必要経費 ②	7,510	20,510	収入認定額 ③=①-②	1,935,868	1,898,034	収入階層区分	6	5	事務費本人徴収額 (月額)	25,000	22,000		正当額	誤認定額	収入額 ①	1,766,560	1,766,560	必要経費 ②	368,955	264,375	収入認定額 ③=①-②	1,397,605	1,502,185	収入階層区分	1	2	事務費本人徴収額 (月額)	10,000	13,000		正当額	誤認定額	収入額 ①	2,179,100	2,179,100	必要経費 ②	127,744	111,995	収入認定額 ③=①-②	2,051,356	2,067,105	収入階層区分	7	7	事務費本人徴収額 (月額)	30,000	30,000
	正当額	誤認定額																																																					
収入額 ①	1,943,378	1,918,544																																																					
必要経費 ②	7,510	20,510																																																					
収入認定額 ③=①-②	1,935,868	1,898,034																																																					
収入階層区分	6	5																																																					
事務費本人徴収額 (月額)	25,000	22,000																																																					
	正当額	誤認定額																																																					
収入額 ①	1,766,560	1,766,560																																																					
必要経費 ②	368,955	264,375																																																					
収入認定額 ③=①-②	1,397,605	1,502,185																																																					
収入階層区分	1	2																																																					
事務費本人徴収額 (月額)	10,000	13,000																																																					
	正当額	誤認定額																																																					
収入額 ①	2,179,100	2,179,100																																																					
必要経費 ②	127,744	111,995																																																					
収入認定額 ③=①-②	2,051,356	2,067,105																																																					
収入階層区分	7	7																																																					
事務費本人徴収額 (月額)	30,000	30,000																																																					

団 体 名	社会福祉法人権原寿恵会
所 在 地	鳥栖市村田町 1250 番地 1
監査執行年月日	平成 26 年 7 月 31 日
監査執行者 (書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金
		補助対象事業費	806,732,050 円 (明許) 763,467,672 円 (現年)
		補助金交付額	267,960,000 円 (明許) 267,960,000 円 (現年)
		補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助対象事業費	43,427,080 円
		補助金交付額	28,619,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の事務手続きで適正でないものがあった。</p> <p>① 最低制限価格の設定は、その基準については佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領によることとされているが、要領と異なる設定を行っているものがあった。</p> <p>② 入札参加業者については、あらかじめ県に届け出ることとされているが、事前に届け出ていないものがあった。</p> <p>③ 補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書を県に提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>④ 事業実績報告書に添付されている歳入歳出決算(見込)書抄本に誤りがあった。</p>		

団 体 名	社会福祉法人長興会		
所 在 地	佐賀市兵庫南2-16-39		
監査執行年月日	平成26年9月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助対象事業費	118,230,487 円
		補助金交付額	39,600,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社てらす		
所 在 地	鳥栖市養父町 28 番地		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 24 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄 石丸 博		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助対象事業費	37,186,452 円
		補助金交付額	26,700,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人若楠		
所 在 地	鳥栖市弥生が丘二丁目 134 番地 1		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 17 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (若木園)
		補助対象事業費	534,481,000 円
		補助金交付額	398,580,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (若楠児童発達支援センター)
		補助対象事業費	272,937,850 円
		補助金交付額	170,760,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (青葉ホーム弥生が丘Ⅱ)
		補助対象事業費	27,336,750 円
		補助金交付額	19,000,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業 費補助 (レスパイト病床整備事業)
		補助対象事業費	10,945,390 円
		補助金交付額	10,000,000 円
		補 助 事 業 名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備 整備事業補助 (グリーンファーム山浦) (平成 24 年度)
		補助対象事業費	19,498,000 円
補助金交付額	19,498,000 円		
所 管 課	障害福祉課、就労支援室		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	特定医療法人光風会																																						
所在地	三養基郡みやき町大字白壁 2927 番地																																						
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 25 日																																						
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史																																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助																																				
		補助対象事業費	26,357,863 円																																				
		補助金交付額	19,768,000 円																																				
		補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助																																				
		補助対象事業費	436,444,000 円 (うち平成 25 年度 26,042,000 円)																																				
		補助金交付額	217,162,000 円 (うち平成 25 年度 31,489,000 円)																																				
所管課	障害福祉課、医務課																																						
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものがあつた。</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助対象外となる備品購入費や外構工事費の一部を誤って補助対象経費に含めて実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 657,000 円</p> <p>佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金算定表 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の支出額(A)</td> <td>26,357,863</td> <td>26,357,863</td> <td>25,482,319</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>6,162,137</td> <td>4,302,137</td> <td>5,177,681</td> </tr> <tr> <td>総事業費(C) = (A) + (B)</td> <td>32,520,000</td> <td>30,660,000</td> <td>30,660,000</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入予定額(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額</td> <td>26,357,863</td> <td>26,357,863</td> <td>25,482,319</td> </tr> <tr> <td>補助基準額(F)</td> <td>26,700,000</td> <td>26,700,000</td> <td>26,700,000</td> </tr> <tr> <td>交付決定額(G) (E) × 3/4 と (F) とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨て)</td> <td>19,768,000</td> <td>(a) 19,768,000</td> <td>(b) 19,111,000</td> </tr> <tr> <td>補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>657,000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金申請額	実績報告額	再調査額	対象経費の支出額(A)	26,357,863	26,357,863	25,482,319	補助対象外経費(B)	6,162,137	4,302,137	5,177,681	総事業費(C) = (A) + (B)	32,520,000	30,660,000	30,660,000	寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0	補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額	26,357,863	26,357,863	25,482,319	補助基準額(F)	26,700,000	26,700,000	26,700,000	交付決定額(G) (E) × 3/4 と (F) とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨て)	19,768,000	(a) 19,768,000	(b) 19,111,000	補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	—	—	657,000
	補助金申請額	実績報告額	再調査額																																				
対象経費の支出額(A)	26,357,863	26,357,863	25,482,319																																				
補助対象外経費(B)	6,162,137	4,302,137	5,177,681																																				
総事業費(C) = (A) + (B)	32,520,000	30,660,000	30,660,000																																				
寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0																																				
補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額	26,357,863	26,357,863	25,482,319																																				
補助基準額(F)	26,700,000	26,700,000	26,700,000																																				
交付決定額(G) (E) × 3/4 と (F) とを比較して少ない方の額 (千円未満切捨て)	19,768,000	(a) 19,768,000	(b) 19,111,000																																				
補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	—	—	657,000																																				

団 体 名	佐賀県障害者社会参加推進センター		
所 在 地	佐賀市天祐1丁目8-5		
監査執行年月日	平成26年6月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者社会参加推進センター運営事業補助
		補助対象事業費	5,317,000 円
		補助金交付額	5,317,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人かささぎ福祉会		
所 在 地	佐賀市金立町大字薬師丸1800-1		
監査執行年月日	平成26年9月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助
		補助対象事業費	11,237,830 円
		補助金交付額	8,427,000 円
		補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助(平成24年度)
		補助対象事業費	26,139,000 円
		補助金交付額	26,139,000 円
所 管 課	障害福祉課、障害福祉課就労支援室		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助(平成24年度)関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める知事への報告が行われていなかった。</p> <p>補助金交付要綱第5条で、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告することと規定されているが、報告書が提出されていなかった。</p>		

団体名	特定非営利活動法人楠の木会																																						
所在地	佐賀市川副町大字福富 40-4																																						
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 1 日																																						
監査執行者	監査委員 田中 俊雄																																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県特例子会社等設立支援事業補助																																				
		補助対象事業費	3, 527, 130 円																																				
		補助金交付額	1, 500, 000 円																																				
所管課	障害福祉課就労支援室																																						
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料を補助対象経費に含めて実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <p style="text-align: center;">過大補助金受領額 196, 000 円</p> <p style="text-align: center;">佐賀県特例子会社等設立支援事業補助金算定表 (円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の支出額(A)</td> <td>3, 527, 130</td> <td>3, 527, 130</td> <td>2, 608, 165</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>918, 965</td> </tr> <tr> <td>総事業費(C) = (A) + (B)</td> <td>3, 527, 130</td> <td>3, 527, 130</td> <td>3, 527, 130</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入予定額(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費(E) = (A) - (D)</td> <td>3, 527, 130</td> <td>3, 527, 130</td> <td>2, 608, 165</td> </tr> <tr> <td>補助基準額(F)</td> <td>3, 000, 000</td> <td>3, 000, 000</td> <td>3, 000, 000</td> </tr> <tr> <td>交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)</td> <td>1, 500, 000</td> <td>(a) 1, 500, 000</td> <td>(b) 1, 304, 000</td> </tr> <tr> <td>補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>196, 000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金申請額	実績報告額	再調査額	対象経費の支出額(A)	3, 527, 130	3, 527, 130	2, 608, 165	補助対象外経費(B)	0	0	918, 965	総事業費(C) = (A) + (B)	3, 527, 130	3, 527, 130	3, 527, 130	寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0	補助対象経費(E) = (A) - (D)	3, 527, 130	3, 527, 130	2, 608, 165	補助基準額(F)	3, 000, 000	3, 000, 000	3, 000, 000	交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)	1, 500, 000	(a) 1, 500, 000	(b) 1, 304, 000	補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	-	-	196, 000
	補助金申請額	実績報告額	再調査額																																				
対象経費の支出額(A)	3, 527, 130	3, 527, 130	2, 608, 165																																				
補助対象外経費(B)	0	0	918, 965																																				
総事業費(C) = (A) + (B)	3, 527, 130	3, 527, 130	3, 527, 130																																				
寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0																																				
補助対象経費(E) = (A) - (D)	3, 527, 130	3, 527, 130	2, 608, 165																																				
補助基準額(F)	3, 000, 000	3, 000, 000	3, 000, 000																																				
交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)	1, 500, 000	(a) 1, 500, 000	(b) 1, 304, 000																																				
補助金過大受領額 (H) = (a) - (b)	-	-	196, 000																																				

団体名	国立大学法人佐賀大学		
所在地	佐賀市城内一丁目 15 番 59 号		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 29 日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ドクターヘリ施設整備事業費補助
		補助対象事業費	36, 318, 580 円
		補助金交付額	36, 151, 000 円

	補助事業名	佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助
	補助対象事業費	42,365,511 円
	補助金交付額	42,365,000 円
	補助事業名	佐賀県地域医療連携システム強化事業費補助
	補助対象事業費	10,500,000 円
	補助金交付額	10,500,000 円
	補助事業名	佐賀県総合内科医育成事業費補助
	補助対象事業費	14,845,409 円
	補助金交付額	14,845,000 円
	補助事業名	佐賀県肝疾患センター遺伝子検査事業費補助
	補助対象事業費	11,000,000 円
	補助金交付額	11,000,000 円
	補助事業名	佐賀県肝疾患センター運営事業費補助
	補助対象事業費	15,500,000 円
	補助金交付額	15,500,000 円
	補助事業名	佐賀県造血幹細胞分離保存センター整備費補助
	補助対象事業費	11,770,000 円
	補助金交付額	11,770,000 円
補助事業名	佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助（平成24年度）	
補助対象事業費	14,910,000 円	
補助金交付額	14,910,000 円	
所 管 課	医務課、地域医療体制整備室、健康増進課	
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおりに完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。	

団 体 名	伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院		
所 在 地	西松浦郡有田町大字二ノ瀬甲 860 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 9 月 5 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名	平成 25 年度佐賀県ドクターヘリ離発着場整備事業補助
		補助対象事業費	135,817,500 円
		補助金交付額	60,000,000 円

		補助事業名	佐賀県糖尿病コーディネーター看護師育成・訪問活動事業費補助
		補助対象事業費	4,632,686 円
		補助金交付額	4,000,000 円
		補助事業名	佐賀県肝疾患診療連携コーディネーター事業費補助
		補助対象事業費	6,301,044 円
		補助金交付額	4,000,000 円
所 管 課	医務課、健康増進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人鹿島藤津地区医師会		
所 在 地	鹿島市大字高津原 813 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 8 月 5 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名	看護師等養成所運営費補助
		補助対象事業費	39,718,900 円
		補助金交付額	8,215,000 円
		補助事業名	佐賀県在宅医療連携推進事業費補助
		補助対象事業費	5,652,300 円
		補助金交付額	5,652,000 円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	公益社団法人佐賀県看護協会		
所 在 地	佐賀市久保田町大字徳万 1197-1		
監 査 執 行 年 月 日	平成 26 年 8 月 26 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補助金	補助事業名	看護体験普及センター整備活用事業補助
		補助対象事業費	10,394,134 円
		補助金交付額	10,335,000 円
所 管 課	医務課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	一般社団法人佐賀県歯科医師会		
所在地	佐賀市西田代2丁目5-24		
監査執行年月日	平成26年7月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県巡回歯科診療設備整備費補助
		補助対象事業費	31,004,400 円
		補助金交付額	31,000,000 円
所管課	健康増進課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	株式会社友研飲料		
所在地	小城市牛津町牛津834番地		
監査執行年月日	平成26年10月20日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助対象事業費	541,601,627 円
		補助金交付額	53,328,000 円
所管課	企業立地課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	アイリスオーヤマ株式会社		
所在地	宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号		
監査執行年月日	平成26年6月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県工場等立地促進補助
		補助対象事業費	1,002,000,000 円
		補助金交付額	123,767,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会		
所 在 地	佐賀市本庄町大字袋 246 番地 1		
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 30 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県シルバー人材センター連合会 事業費補助
		補助対象事業費	8,703,885 円
		補助金交付額	4,150,000 円
所 管 課	雇用労働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会		
所 在 地	佐賀市神野東四丁目 7 番 3 号		
監査執行年月日	平成 26 年 9 月 22 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県勤労者福祉対策事業費補助
		補助対象事業費	12,553,980 円
		補助金交付額	5,000,000 円
所 管 課	雇用労働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄商工会議所		
所 在 地	武雄市武雄町大字富岡 7719		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 3 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助対象事業費	39,148,290 円
		補助金交付額	28,007,590 円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 手当支給細則で、見直しを要するものがあった。 職員に支給する各種手当については、所管課から通知される「佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金」の配分額に基づき支給されているが、細則の整備が遅れたまま細則で定める金額と異なる運用を行っているものがあった。</p>		

団 体 名	有田商工会議所		
所 在 地	西松浦郡有田町大樽一丁目 4 番 1 号		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 10 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助対象事業費	38,896,786 円
		補助金交付額	24,451,472 円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人国際下宿屋		
所 在 地	佐賀市高木瀬西三丁目 3 番 15 号		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 8 日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私費留学支援事業費補助
		補助対象事業費	3,122,936 円
		補助金交付額	1,726,000 円

所 管 課	国際経済・交流課
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取り扱いについて、適正でないものがあった。 補助金の交付額に影響はないものの、実績報告書において、支援者等から徴収した全体交流会費に係る収入及び支出の計上漏れがあった。</p> <p>当該補助事業実績額 (正) 3,203,825 円 (誤) 3,122,936 円</p>

団 体 名	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和1番地1		
監査執行年月日	平成26年7月29日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助
		補助対象事業費	11,576,840 円
		補助金交付額	4,386,400 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769		
監査執行年月日	平成26年7月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助
		補助対象事業費	8,778,000 円
		補助金交付額	4,389,000 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津農業協同組合		
所 在 地	唐津市浜玉町浜崎 598-1		
監査執行年月日	平成 26 年 7 月 1 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県繁殖雌牛導入対策事業費補助
		補助対象事業費	16,817,827 円
		補助金交付額	6,472,806 円
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の執行で適正でないものがあった。 導入雌牛貸付契約書を、繁殖農家に送付していなかった。</p>		

団 体 名	千代田町土地改良区		
所 在 地	神崎市千代田町直鳥 166 番地 1		
監査執行年月日	平成 26 年 7 月 23 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助対象事業費	7,000,000 円
		補助金交付額	4,550,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鏡久里土地改良区		
所 在 地	唐津市鏡 1824 番地 16		
監査執行年月日	平成 26 年 6 月 10 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助対象事業費	9,200,000 円
		補助金交付額	6,440,000 円
所 管 課	農地整備課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	水源地域連携・活性化促進協議会		
所在地	佐賀市栄町1番1号		
監査執行年月日	平成26年8月4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県水源地域連携・活性化対策事業費補助
		補助対象事業費	10,000,000 円
		補助金交付額	5,000,000 円
所管課	河川砂防課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	特定非営利活動法人かいろう基山		
所在地	三養基郡基山町大字園部2094番地		
監査執行年月日	平成26年10月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	県民参加の森づくり事業補助
		補助対象事業費	1,336,000 円
		補助金交付額	1,336,000 円
所管課	森林整備課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	佐賀県人権・同和教育研究協議会		
所在地	佐賀市大和町川上		
監査執行年月日	平成26年9月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県人権・同和教育研究協議会活動事業費補助
		補助対象事業費	10,475,558 円
		補助金交付額	6,179,000 円
所管課	人権・同和教育室		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	武雄温泉株式会社		
所在地	武雄市武雄町大字武雄 550 番地		
監査執行年月日	平成 26 年 6 月 5 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県文化財保存事業補助事業
		補助対象事業費	78,000,000 円
		補助金交付額	13,000,000 円
所管課	文化財課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議		
所在地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監査執行年月日	平成 26 年 6 月 17 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	「ストップ温暖化」県民運動推進事業
		負担対象事業費	6,252,378 円
		負担金交付額	3,904,000 円
所管課	環境課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計規程で、見直しを要するものがあった。 会計規程では、出納閉鎖の 5 月 31 日後に作成された歳入歳出決算書により監事監査を行うようになっているが、5 月 31 日を待たずに決算書が作成され、それに基づく監事監査が実施されていた。出納閉鎖に関する規定の見直しを検討されたい。</p>		

	<p>(2) 給与の返納処理で、適正でないものがあった。 嘱託職員の1月分給与の返納額を支出科目に戻すべきところを、収入(雑入)として処理していた。</p>
--	---

団 体 名	虹の松原保護対策協議会		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成26年10月27日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	虹の松原再生・保全事業負担金
		負担対象事業費	16,408,153 円
		負担金交付額	8,982,692 円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計事務で、適正でないものがあった。 受け入れた寄付金を虹の松原基金として積み立てられているが、平成17年度以降の出納簿の整備が行われていないことから、記帳を徹底されたい。</p>		

団 体 名	第66回県民体育大会実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成26年6月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	第66回県民体育大会実行委員会分担金
		負担対象事業費	7,557,311 円
		負担金交付額	5,968,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計事務で、適正でないものがあった。 ① 見積合せに際し、見積書に見積日付が記載されていないものがあった。 ② 資金前渡での支払で、前渡金受領後、債権者への支払が翌日以降になる場合に、現金出納簿で出納経過が整理されていなかった。</p>		

団 体 名	バリアフリーさが映画祭実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成26年7月1日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	バリアフリーさが映画祭2013開催にかかる負担金
		負担対象事業費	4,487,027 円
		負担金交付額	3,682,711 円
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成26年8月21日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会負担金
		負担対象事業費	115,065,000 円
		負担金交付額	115,065,000 円
所 管 課	有田焼創業400年事業推進グループ		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成26年10月15日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会負担金
		負担対象事業費	31,486,936 円
		負担金交付額	14,000,000 円
所 管 課	流通課		

監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。
-----------	--

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成26年10月9日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬海浜公園
		委 託 額	5,608,000 円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成26年9月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県風に見える丘公園
		委 託 額	2,809,000 円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	唐津市		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成26年10月2日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県花と冒険の島
		委 託 額	5,170,000 円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
所 在 地	佐賀市神野東2丁目6番10号		
監査執行年月日	平成26年8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ひとり親家庭サポートセンター
		委 託 額	21,526,344 円
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体		
所 在 地	佐賀市神野東二丁目3番33号		
監査執行年月日	平成26年10月10日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中 俊雄		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県在宅生活サポートセンター
		委 託 額	21,845,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 協定書に基づく県との協議を行っていないものがあった。 協定書に基づく施設利用者を含む第三者への損害賠償責任を達成するための協議が行われていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書に誤りがあった。 収支決算書の収入額(入居者負担金)に計上漏れがあり、適正な実績報告書となっていなかった。 計上漏れ額 70,800 円(3月末の未収金)</p>		

団 体 名	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字扇町2617-7		
監査執行年月日	平成26年10月15日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立森林公園
		委 託 額	106,281,000 円

所 管 課	まちづくり推進課
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協定書に基づく報告書で、提出されていないものがあった。 管理運営に関する協定書第28条に定めた「個人情報取扱特記事項」において求められる「個人情報管理体制等報告書」が提出されていなかった。</p> <p>(2) 施設の使用に伴う収入で、業務仕様書に定めがないものを県と協議を行わないままに指定管理者の収入としているものがあった。</p> <p>① 旧管理事務所を園地管理の現場事務所として貸し付け、指定管理者の収入としていた。</p> <p>② 野球場利用に際し、利用料金に時間外利用に係る定めがないにも関わらず、時間外対応分として追加料金を徴収し、指定管理者の収入としていた。</p>

団 体 名	久保造園・アメックスグループ		
所 在 地	佐賀市城内一丁目10番11号		
監査執行年月日	平成26年10月9日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立佐賀城公園
		委 託 額	46,147,500 円
所 管 課	まちづくり推進課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	小城市		
所 在 地	小城市三日月町長神田2312番地2		
監査執行年月日	平成26年9月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	住ノ江港緑地
		委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	伊万里市		
所 在 地	伊万里市立花町 1355-1		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 8 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	伊万里市人工海浜公園
		委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	太良町		
所 在 地	太良町大字多良 1-6		
監査執行年月日	平成 26 年 10 月 15 日		
監査執行者（書面）	監査委員 池田 巧 田中 俊雄 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	太良人工海浜公園
		委 託 額	なし
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

所管課・関係課ごとの監査結果

1 出資団体関係

所 管 課	スポーツ課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県体育協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	116,322,444 円
	補助金	補 助 事 業 名	平成 25 年度第 68 回国民体育大会派遣事業補助
		補助対象事業費	35,108,165 円
		補助金交付額	35,108,165 円
		補 助 事 業 名	平成 25 年度国民体育大会第 33 回九州ブロック大会派遣事業補助
		補助対象事業費	14,073,977 円
		補助金交付額	14,073,977 円
		補 助 事 業 名	平成 25 年度公益財団法人佐賀県体育協会運営事業補助
		補助対象事業費	84,380,000 円
補助金交付額	84,380,000 円		
監 査 の 結 果	<p>【平成 25 年度第 68 回国民体育大会派遣事業補助関係】 【平成 25 年度国民体育大会第 33 回九州ブロック大会派遣事業補助関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間が規定されているにもかかわらず、標準期間を超えて交付決定していた。</p> <p>① 平成 25 年度第 68 回国民体育大会派遣事業 標準期間 14 日（交付決定までに要した期間 39 日） 補助金交付申請年月日 平成 25 年 8 月 1 日 補助金交付決定年月日 平成 25 年 9 月 9 日</p> <p>② 平成 25 年度国民体育大会第 33 回九州ブロック大会派遣事業 標準期間 14 日（交付決定までに要した期間 52 日） 補助金交付申請年月日 平成 25 年 5 月 20 日 補助金交付決定年月日 平成 25 年 7 月 11 日</p>		

所 管 課	長寿社会課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	200,000,000 円
	補助金	補 助 事 業 名	明るい長寿社会づくり推進事業費補助
		補助対象事業費	57,582,762 円
		補助金交付額	28,267,000 円

監 査 の 結 果	<p>【明るい長寿社会づくり推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあった。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p>
-----------	--

所 管 課	生活衛生課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	2,000,000 円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県生活衛生指導助成事業補助
		補助対象事業費	13,195,075 円
		補助金交付額	13,195,000 円
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県生活衛生指導助成事業補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 実績報告書の人件費に、団体の収益事業に係る人件費を含めて提出されていたにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理していた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	生活衛生課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	10,000,000 円
監 査 の 結 果	<p>(1) 手数料条例における手数料の納付時期に関する規定について、検討を要するものがあった。 佐賀県手数料条例において、手数料の納付時期を「検査を受けようとするとき」と規定されているが、「検査を受けようとするとき」には正確な羽数が不明なため、食鳥処理場で羽数を確定後に請求し、収納されている。 手数料の納付時期について、実態を踏まえ見直しを検討されたい。</p>		

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校退職基金等補助
		補助団体数	一般社団法人佐賀県私立幼稚園退職金 会社ほか1団体
		補助対象事業費	482,274,140円
		補助金交付額	66,700,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、2週間とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに40日を要していた。</p> <p>補助金交付申請年月日 平成25年11月29日 補助金交付決定年月日 平成26年1月8日</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費 補助
		補助団体数	学校法人リョーユー学園ほか70団体
		補助対象事業費	180,542,316円
		補助金交付額	162,986,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。 補助金算定の基礎となる保育担当者数を本来より多い人数で申請書等が提出され、過大な補助金の交付となっているものがあつた。 所管課においては、補助金交付申請書等の審査及び団体への指導を徹底されたい。 また、書面だけではこうした誤りの確認には限界もあり、実地に確認するよう努められたい。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成25年度佐賀県安心こども基金特別対策 事業費補助(児童養護施設等の生活向上の ための環境改善事業)

監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>平成 24 年 6 月 7 日付け財務課長通知（財第 312 号）では、補助事業者の資産形成に資する補助事業等を実施する場合、財源の適切な支出や効率的な使用を図るため、補助金交付要綱において補助事業者が事業を行うため締結する契約に関し、競争等の条件を定めることされているが、交付要綱にその旨の記載がないことから、交付要綱を見直されたい。</p>
-----------	---

所 管 課	循環型社会推進課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業補助（平成 24 年度）
		補助団体数	株式会社サンワ環境
		補助対象事業費	15,690,000 円
		補助金交付額	10,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付決定通知が適正でなかった。</p> <p>交付決定通知書に補助金交付の条件が列記されているが、交付要綱に定める交付条件で記載されていないものがあった。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	第 66 回県民体育大会実行委員会分担金
		負担団体	第 66 回県民体育大会実行委員会
		負担対象事業費	7,557,311 円
		負担金交付額	5,968,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 規程の見直しについて指導を要するものがあった。</p> <p>県職員が事務局を担っている協議会については、平成 22 年 3 月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされているが、見直しが不十分なものがあった。</p> <p>この基本方針では、総会の決定事項でなくても重要な事項について事務局長だけでは決められないようにすることとされているが、当実行委員会では会長の権限と事務局長の権限を明記した規程がなく、事務局長が専決できる範囲が不明確なものとなっているため、事務局長の権限の範囲が明確になるよう規程の見直しについて指導されたい。</p>		

所 管 課	母子保健福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 25 年度佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）
		補助団体数	特定非営利活動法人ふれあい謙志塾
		補助対象事業費	8,237,430 円
		補助金交付額	8,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書、補助金変更承認申請書及び補助金実績報告書で、収支予算書（収支決算書）の歳入として当該補助金のみが記載され、補助金以外の資金について確認未了となっており、審査を徹底されたい。</p>		
監査意見	<p>○ 補助対象施設の運営休止について</p> <p>本補助事業により整備された施設は、その後 1 年を経ずに、休止状態に至っており、補助事業の目的に沿って、補助の効果が早期に発現できるよう対策を講じられたい。</p> <p>また、今後は、補助事業の採択にあたり、補助事業の効果が持続的に発揮されるよう、審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 25 年度軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人扇寿会ほか 23 団体
		補助対象事業費	906,599,466 円
		補助金交付額	582,603,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、100 万円を超える委託業務契約で特別の理由が明確でないままに単一随意契約を行っているものが認められた。</p> <p>補助事業者の業務実態を踏まえ、これらの契約事務が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <p>(例) 100 万円を超える委託契約で単独随契となっていたもの 清掃委託、給食業務委託</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人椎原寿恵会ほか2団体
		補助対象事業費	1,104,888,841 円
		補助金交付額	429,001,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 団体への指導及び事業実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>① 年度終了実績報告書が県に提出されていなかったが、提出について指導していなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p> <p>② 事業実績報告書に添付されている歳入歳出決算（見込）書抄本に誤りがあつた。事業実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課																																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助																																				
		補助団体数	特定医療法人光風会ほか9団体																																				
		補助対象事業費	1,300,186,192 円																																				
		補助金交付額	836,420,000 円																																				
監査実施団体数	4団体																																						
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあつた。</p> <p>実績報告書において補助対象外となる備品購入費や外構工事費の一部が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。</p> <p style="text-align: center;">佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金算定表 (円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の支出額(A)</td> <td>26,357,863</td> <td>26,357,863</td> <td>25,482,319</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>6,162,137</td> <td>4,302,137</td> <td>5,177,681</td> </tr> <tr> <td>総事業費(C) = (A) + (B)</td> <td>32,520,000</td> <td>30,660,000</td> <td>30,660,000</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入予定額(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額</td> <td>26,357,863</td> <td>26,357,863</td> <td>25,482,319</td> </tr> <tr> <td>補助基準額(F)</td> <td>26,700,000</td> <td>26,700,000</td> <td>26,700,000</td> </tr> <tr> <td>交付決定額(G) (E)×3/4 と(F)とを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)</td> <td>19,768,000</td> <td>(a) 19,768,000</td> <td>(b) 19,111,000</td> </tr> <tr> <td>補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>657,000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金申請額	実績報告額	再調査額	対象経費の支出額(A)	26,357,863	26,357,863	25,482,319	補助対象外経費(B)	6,162,137	4,302,137	5,177,681	総事業費(C) = (A) + (B)	32,520,000	30,660,000	30,660,000	寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0	補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額	26,357,863	26,357,863	25,482,319	補助基準額(F)	26,700,000	26,700,000	26,700,000	交付決定額(G) (E)×3/4 と(F)とを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)	19,768,000	(a) 19,768,000	(b) 19,111,000	補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	657,000
	補助金申請額	実績報告額	再調査額																																				
対象経費の支出額(A)	26,357,863	26,357,863	25,482,319																																				
補助対象外経費(B)	6,162,137	4,302,137	5,177,681																																				
総事業費(C) = (A) + (B)	32,520,000	30,660,000	30,660,000																																				
寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0																																				
補助対象経費(E) (A)と(C) - (D)を比較して少ない方の額	26,357,863	26,357,863	25,482,319																																				
補助基準額(F)	26,700,000	26,700,000	26,700,000																																				
交付決定額(G) (E)×3/4 と(F)とを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)	19,768,000	(a) 19,768,000	(b) 19,111,000																																				
補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	657,000																																				

所 管 課	障害福祉課就労支援室		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助（平成24年度）
		補助団体数	社会福祉法人かささぎ福祉会ほか3団体
		補助対象事業費	94,372,717 円
		補助金交付額	94,372,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 団体への指示、指導で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱第5条に定める、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額報告書が団体から提出されていなかった。報告書の提出について指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課就労支援室																																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県特例子会社等設立支援事業補助																																				
		補助団体数	特定非営利活動法人楠の木会ほか2団体																																				
		補助対象事業費	8,453,490 円																																				
		補助金交付額	3,717,000 円																																				
監査実施団体数	1団体																																						
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあつた。</p> <p>実績報告書において補助対象外となる地域共生ステーションと共用しているスペースに係る賃借料、建物外の水路脇フェンスの修繕費及び設立後の期間に係る保険料が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で補助金を過大に交付していた。</p> <p style="text-align: center;">佐賀県特例子会社等設立支援事業補助金算定表 (円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の支出額(A)</td> <td>3,527,130</td> <td>3,527,130</td> <td>2,608,165</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>918,965</td> </tr> <tr> <td>総事業費(C) = (A) + (B)</td> <td>3,527,130</td> <td>3,527,130</td> <td>3,527,130</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入予定額(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費(E) = (A) - (D)</td> <td>3,527,130</td> <td>3,527,130</td> <td>2,608,165</td> </tr> <tr> <td>補助基準額(F)</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)</td> <td>1,500,000</td> <td>(a) 1,500,000</td> <td>(b) 1,304,000</td> </tr> <tr> <td>補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>196,000</td> </tr> </tbody> </table>				補助金申請額	実績報告額	再調査額	対象経費の支出額(A)	3,527,130	3,527,130	2,608,165	補助対象外経費(B)	0	0	918,965	総事業費(C) = (A) + (B)	3,527,130	3,527,130	3,527,130	寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0	補助対象経費(E) = (A) - (D)	3,527,130	3,527,130	2,608,165	補助基準額(F)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)	1,500,000	(a) 1,500,000	(b) 1,304,000	補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	196,000
	補助金申請額	実績報告額	再調査額																																				
対象経費の支出額(A)	3,527,130	3,527,130	2,608,165																																				
補助対象外経費(B)	0	0	918,965																																				
総事業費(C) = (A) + (B)	3,527,130	3,527,130	3,527,130																																				
寄付金その他の収入予定額(D)	0	0	0																																				
補助対象経費(E) = (A) - (D)	3,527,130	3,527,130	2,608,165																																				
補助基準額(F)	3,000,000	3,000,000	3,000,000																																				
交付決定額(G) (E)と(F)とを比較して少ない方の額 ×1/2 (千円未満切捨て)	1,500,000	(a) 1,500,000	(b) 1,304,000																																				
補助金過大交付額 (H) = (a) - (b)	—	—	196,000																																				

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助団体数	学校法人九州アカデミー学園ほか7団体
		補助対象事業費	1,120,012,342 円
		補助金交付額	135,910,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 実績報告書で、補助対象経費の一部を誤って報告されているものがあつた。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 補助金交付要綱で標準的な期間を1月とすると規定しているものの、国の承認後に交付決定を行う必要があるため、交付決定までに218日を要していることから、要綱の改正を検討されたい。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ドクターヘリ施設整備事業補助
		補助団体数	国立大学法人佐賀大学ほか1団体
		補助対象事業費	52,040,230 円
		補助金交付額	48,651,000 円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあつた。 補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあつた。</p>		

所 管 課	医務課地域医療体制整備室		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域医療連携システム強化事業費補助
		補助団体数	国立大学法人佐賀大学
		補助対象事業費	10,500,000 円
		補助金交付額	10,500,000 円

監査実施団体数	1団体
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあつた。</p>

所管課	医務課地域医療体制整備室		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県総合内科医育成事業費補助
		補助団体数	国立大学法人佐賀大学
		補助対象事業費	14,845,409円
		補助金交付額	14,845,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業に係る契約事務で補助金交付要綱と異なる運用を行っているものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うために締結する契約について、県が定める「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定めているが、国立大学法人については法人が定める契約手続に沿って処理して差支えない運用とし、要綱の定めと運用が異なるものがあつた。</p>		

所管課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助
		補助団体数	地方独立法人佐賀県医療センター好生館 ほか1団体
		補助対象事業費	15,677,572円
		補助金交付額	13,288,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める実績報告書への効果の定めがなかつた。要綱の改正を検討されたい。</p>		

	<p>(2) 団体への指導で不十分なものがあつた。 実績報告書において、補助事業のうち、知事の承認を受けずに事業の内容及び経費の配分が変更されているものがあつた。 所管課においては、団体への指導を徹底されたい。</p>
--	---

所 管 課	国際経済・交流課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私費留学支援事業費補助
		補助団体数	特定非営利活動法人国際下宿屋
		補助対象事業費	3,122,936 円
		補助金交付額	1,726,000 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 ① 全体交流会経費の一部が計上されず、適正な実績報告書となっていないにもかかわらず、これを受理していた。 ② 人件費及び交通費、雑費（コピー代）の支払を年度末に一括して行い、領収書で確認しているが、支払の根拠となるべき勤務実績等の確認が不十分であつた。 ③ 補助金交付要綱に定める「私費留学生」の適否について、実績報告書からは確認できなかった。 実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに42日を要していた。 補助金交付申請年月日 平成25年4月9日 補助金交付決定年月日 平成25年5月20日</p>		

所 管 課	畜産課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県繁殖雌牛導入対策事業補助
		補助団体数	唐津農業協同組合ほか2団体
		補助対象事業費	51,646,431 円
		補助金交付額	17,128,499 円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 実績報告書の添付書類として導入雌牛貸付契約書（写）が必要であるが、団体の押印のないものを受理していた。 実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	文化財課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県文化財保存事業補助事業
		補助団体数	武雄温泉株式会社ほか27団体
		補助対象事業費	382,345,000円
		補助金交付額	62,304,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、補助金交付要綱に仕入控除規定が定められていなかった。 補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	母子保健福祉課		
団 体 名	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ひとり親家庭サポートセンター
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するものがあった。 基本協定書第 13 条で管理委託料は精算しないこととされているが、翌年度初めに提出される実績報告書に基づき事実上の精算を行い、5月になってから3月31日に遡って年度協定書の変更（年間委託料の減額）を行っていた。協定書に沿って精算を行わないこととするか、精算を行えるよう協定書を改めるのか、事務処理の見直しについて検討されたい。</p> <p>(2) 貸付備品の管理で適正でないものがあった。 佐賀県財務規則の一部が改正され、備品の管理については、財務経営システムへの入力をもって備品出納・管理簿への記入に代えることとなった。 平成25年度の指定管理経費で、備品（パソコン3台）の購入及び処分が行われていたが、所管課は把握しておらず、財務経営システムへの入力が行われていなかった。 このため、指定管理者による備品の管理（購入・処分）が把握できるよう「指定管理者業務仕様書」に管理状況（購入・処分）の報告を規定するとともに、報告書の様式を整備されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
団 体 名	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県在宅生活サポートセンター
監 査 の 結 果	<p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。 収支決算書の収入額（入居者負担金）に計上漏れがあり、適正な実績報告書となっていないにもかかわらず、これを受理していた。 実績報告書の審査を徹底されたい。 計上漏れ 未収金の入居者負担金（70,800円）</p>		

所 管 課	まちづくり推進課		
団 体 名	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立森林公園

監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理者の指導で、不十分なものがあつた。 協定書に定めた「個人情報管理体制等報告書」が提出されていなかった。 所管課においては、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 利用料金等収入の審査が不十分で、利用料金等の徴収の定めがないものを指定管理者の収入としているものがあつた。 実績報告書の審査を徹底されたい。</p>
-----------	--

所 管 課	まちづくり推進課		
団 体 名	久保造園・アメックスグループ		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立佐賀城公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理者の指導で、不十分なものがあつた。 事業計画書において、再委託予定業者として指定管理者（共同企業体）の構成員の企業が含まれており、実績においても構成員の企業に対し再委託しているが、共同企業体とその構成員の企業との契約は、民法第 108 条で禁ずる自己契約に該当するおそれがあることから、見直すよう指定管理者への指導を行われたい。</p> <p>また、再委託については協定書で県の事前承諾を要することとされているが、構成員の企業が業務の一部を第三者に請負わせるにあたっては再々委託であるとして承諾行為が行われていない。実質的には指定管理者から第三者への再委託であり、併せて見直すよう指定管理者への指導を行われたい。</p>		